

# ご家庭の浄化槽維持管理



長年蓄積された知識と経験  
 私たちは福井県の  
 水環境を守る  
 プロフェッショナル集団です。



## 生活排水の汚れを10分の1にする 浄化槽の維持管理を行なっています。

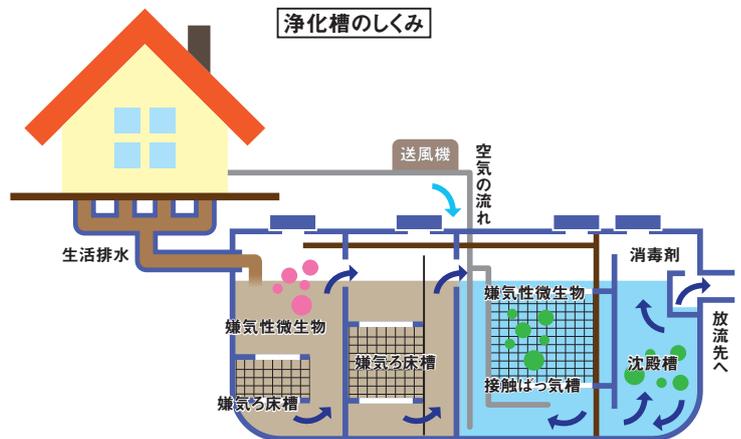
福井県環境保全協業組合は1977年設立以来、生活排水の汚れを10分の1にする浄化槽の維持管理を行っています。ご家庭にある『小型合併処理浄化槽』は、し尿だけではなく台所やお風呂、洗濯などの生活排水も一緒に処理する槽です。それだけにさまざまな性質の汚水も処理する能力が要求されます。その汚水を綺麗にするのは微生物。微生物を元気な状態で維持管理するのが私たちの仕事です。

### 保守点検の内容

使用開始後	毎年3回以上	毎年1回以上	毎年1回
第7条検査	保守点検	清掃	第11条検査
工事が適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているのか否かを確認	浄化槽の機能を維持させるもの ・浄化槽法第10条	浄化槽の機能を回復させるもの ・浄化槽法第10条	保守点検および清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認
・外観検査 ・水質検査	・汚泥の堆積状況把握 ・ブロワ等機器の点検	・汚泥の引き出し ・付属装置の洗浄	・外観検査 ・水質検査
指定検査機関が実施 (都道府県の公益法人)	浄化槽管理士または保守点検業者が実施	清掃業者が実施 (市町村の許可業者)	指定検査機関が実施 (都道府県の公益法人)

浄化槽を設置した際には、まず使用開始前に保守点検を受ける必要があります。

### 浄化槽のしくみ



一般家庭におけるし尿、生活雑排水を処理する浄化槽の保守点検を行い、公共用水域の水質保全及び河川の汚濁防止等、生活環境の向上に努めています。

# 合併浄化槽・下水処理施設浄化槽維持管理



維持管理から  
補修・修繕、警報対応まで  
幅広いトータル管理で  
安心・安全をお届けします。

詳しくはこちら



し尿、生活雑排水などの汚水を浄化する汚水処理施設を維持管理し、地域の健全な水循環に貢献しています。

合併浄化槽や下水道処理施設は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、地域の生活環境を守る大事な設備です。とりわけ浄化槽設置者には「法定検査」「保守点検」「清掃」を定期的に行うことが法律で義務付けられています。当組合では設置者に代わって「保守点検」を軸に、洗浄作業、設備の補修・修繕、緊急時対応等、トータル管理を行い、安定した処理機能の継続に繋げています。

## 福井県環境保全協業組合

〒918-8068 福井県福井市角折町第8号3番地  
☎0776-35-4001 <http://kankyohozen.or.jp>

	処理方法	浄化槽の種類	回数
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式 担体流動生物ろ過方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
		処理対象人員が21人以上50人以下	3か月に1回以上
	活性汚泥方式	—	1週間に1回以上
	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1.砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽 2.スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く) 3.1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	1週間に1回以上 2週間に1回以上 3か月に1回以上
単独処理浄化槽	全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下 処理対象人員が21人以上300人以下 処理対象人員が301人以上	3か月に1回以上 2か月に1回以上 1か月に1回以上
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下 処理対象人員が21人以上300人以下 処理対象人員が301人以上	4か月に1回以上 3か月に1回以上 2か月に1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	—	6か月に1回以上



技術と経験に基づき、各種機器の運転管理を行います。



水質検査等各データをもとに、調整作業を実施します。



オーバーホール・取替等、状況に応じた最適な方法を御提案致します。